

議案第 1 1 号

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例（昭和 3 9 年墨田区条例第 4 4 号）

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び副区長」を「、副区長及び教育長」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に任命される教育長から適用する。
- 3 改正後の条例の規定による教育長の給料等に関する審議については、この条例の施行の前においても行うことができる。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育長が常勤の特別職に位置付けられることに伴い、審議内容に教育長の給料等に関する事項を加える必要がある。